



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1545	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
1546	〃	( 〃 )..... 1
1547	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 2
1548	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 2
1549	都市計画の変更	(都市政策課)..... 2

### ○ 監査公表

監査公表第23号	..... 3
----------	---------

## 告 示

### 和歌山県告示第1545号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年2月4日まで縦覧に供する。

平成26年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請年月日

平成26年12月4日

#### 2 名称

特定非営利活動法人パンダ作業所

#### 3 代表者の氏名

諏訪利江

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市小倉130番地の2

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉サービス事業を通じより多くの就労を希望する障害者の方々に対し「地域移行」・「社会的自立」・「地域社会における社会福祉の増進」に向けた取組を目的とする。

### 和歌山県告示第1546号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年2月4日まで縦覧に供する。

平成26年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請年月日

平成26年12月4日

## 2 名称

特定非営利活動法人キャリアアシスト

## 3 代表者の氏名

桑原伸剛

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町大字熊井776番地2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、IT技術の取得支援などに関する事業を行い、より多くの住民が参画できる情報化社会の実現を図ることを目的とし、また、女性・中高年齢者の再就職及び若年者の就職促進のための職業能力の開発、向上の支援活動などを行い地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1547号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012520 270	With	東牟婁郡串本町 串本1323-5	就労継続支援 B型	知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社きら り福祉会	西牟婁郡白浜町 3331	平成 26.12.1

## 和歌山県告示第1548号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都

市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画道路（3・3・9号西脇山口線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
和歌山県和歌山市直川字野田、足ノ田
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成26年10月28日及び同月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年12月16日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 井 出 益 弘  
和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
伊都振興局	平成26年10月28日
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立伊都高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立紀の川高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃
有田振興局	平成26年10月30日
和歌山県東京事務所	〃
紀中県税事務所	〃
和歌山県果樹試験場	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 会計事務において、次の不適正な事務が多く見られたことは誠に遺憾であり、適正に処理されたい。今後、決裁権者はもちろん、内部牽制を有効に機能させ、会計事務手続の点検をするとともに、厳正な執行に万全を期されたい。

a 契約事務

(a) 業務委託において、契約保証金の受入決定をせず、収納されていないにもかかわらず、契約を締結していた。

(b) 簡易公開調達公告の説明書において、表題の業務名と調達業務の名称及び内容の業務名が異なっていた。

(c) 業務委託契約締結において、提出すべき書類が提出されていなかった。

b 支出負担行為事務

手数料の支出負担行為において、決裁漏れがあった。

c 消耗品納品事務

消耗品の納品書に、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知による当該発注所属の受付印及び担当者の個人印の押印がなされていなかった。

d 旅行命令事務

(a) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていた。

(b) 直行の旅行命令にもかかわらず、勤務公署から旅行し、旅費額を過渡していた。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が昨年度に引き続き発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約60万円となっており、前年度末に比し約12万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約633万円となっており、前年度末に比し約25万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 母子寡婦福祉対策資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約18万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後も、未納者の生活状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(オ) 消耗品の資金前渡に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成25年度末で約129万円となっており、前年度末に比し約39万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 陸上残土埋立処分委託契約において、委託業者決定の手続を行うことなく前年度分の処分を委託した業者と契約していた。また、契約締結の決裁が出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が保存されていないもの

があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(エ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(オ) 公用車のリアウインドガラス破損に伴う入替修繕を1人の見積りにより随意契約で行っているが、2人以上の者から見積書を徴されたい。

エ 和歌山県立紀北工業高等学校

(ア) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)について、決裁手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) PTA等学校関係団体から支援を受けた、教育活動のために使用する物品について、寄附採納等の手続をしていなかったなので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令誤りにより旅費支給額を誤っていたので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立紀北農芸高等学校

物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立笠田高等学校

旅費の計算及び用務地の地点名称を誤り旅費支給額が不足していたので、適正に処理されたい。

キ 有田振興局地域振興部

(ア) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、正規の勤務時間外の自家用車運転時間を含めて超過勤務命令をしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 平成23年7月1日付け監察第37号に基づく暴力団等排除条項が契約書に記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

ク 有田振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約1,295万円となっており、前年度末に比し約39万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約179万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成25年度末で約81万円となっており、前年度末に比し約28万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(オ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないなかったので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(カ) 保管していたつり銭用資金7万円が平成26年6月に盗難に遭い、被害届を出しているが現在も亡失した状況が続いている。

同資金については、再交付を受け現在は業務に支障のない状況となっているが、今後かかる事態が生じることのないよう、公金の保管及び管理について万全を期されたい。

(キ) 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総

務部長通知に従い、適正に処理されたい。

ケ 有田振興局建設部

(ア) 土木使用料(県公営住宅)の収入未済額は、平成25年度末で約548万円となっており、前年度末に比し約131万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 河川占用料の収入未済額は、平成25年度末で約22万円となっており、前年度末に比し約6万円増加している。

未納者の状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 放置船舶の除却工事に係る行政代執行に係る収入未済額は、平成25年度末で約333万円となっており、前年度末に比し約48万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 平成24年度分の河川占用料において、誤った収入調定により収納していたものがあつたので、適正に処理されたい。

(オ) 平成25年度道路占用料について、決裁済みの収入調定の一部削除を行っていたので、適正に処理されたい。

コ 紀中県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.8%と前年度に比し0.5ポイント増加し、平成25年度末の収入未済額も約1億7,417万円と、約3,263万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約88%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

サ 和歌山県果樹試験場

生産物売払収入において、委託販売先であるありだ農業協同組合から販売代金を支払う旨の通知が平成24年度中に届いているにもかかわらず、収入調定事務を担当する農林水産総務課に対する調定依頼を速やかに行わず平成25年度収入としていたものがあつたので、適正に処理されたい。

シ 和歌山県立箕島高等学校

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかった。

また、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、併せて適正に処理されたい。

(3) 検討事項

和歌山県立紀北農芸高等学校

使用していない実習授業用物品(トラクタショベル)の有効活用を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。